

## 議案第17号

### 北上市感染症等対策基金条例

#### (設置)

第1条 感染症の予防及び拡大防止、医療提供体制の充実、感染者の支援等に要する経費に充てるため、北上市感染症等対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立)

第2条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

#### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

#### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的を達成するための経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

#### (補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月11日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

#### 提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大が市民生活に甚大な影響を及ぼしていることから、感染症の予防及び拡大防止等に要する経費に充てるため、北上市感染症等対策基金を

設置しようとするものである。